(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学学則第44条に定める学生の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 表彰の名称は、香川県立保健医療大学長賞(以下「学長賞」という。)とする。

(賞状及び記念品)

第3条 学長賞は、賞状(様式1の書式による。)及び記念品とする。

(受賞者)

- 第4条 学長賞は、原則として看護学科1名、臨床検査学科1名とし、次の要件に該当する者とする。
- (1) 学業成績が優秀である者
- (2) 学内、学外の活動において、他の学生の模範となる者 (授与の時期)
- 第5条 学長賞の授与は、卒業式において学長が行うものとする。

(選考)

第6条 学長賞候補者は、教務委員会及び学生委員会の合同で開催する選考委員会で、各学科毎に原則として1名を選出し、教務委員長が教授会に推薦する。

(受賞者の決定)

第7条 学長賞の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学生の表彰に関し、必要な事項は学長が定める。

附則

この規程は平成16年4月2日から施行する。

附則

この規程は平成26年1月15日から施行する。

香川県立保健医療大学長 氏名 印	年月日	学長賞
月		○○学科 氏 名
の は 範 本 と 学	あり他の範となるのでこれを賞しますあなたは本学において学業成績優秀で	